

住宅ローン商品説明書（ジャックス無担保借換え住宅ローン）

令和8年8月1日現在

項 目	内 容
プラン名	・ジャックス無担保借換え住宅ローン（ジャックス保証付）
ご利用いただける方	・個人の方で次のすべての条件を満たす方が対象となります。 ①当金庫の会員または会員となる資格を有する方 ②満18歳以上65歳以下の方（完済時満80歳未満） ③安定継続した収入の見込める方。なお、年金受給者は受給年数に関わらず融資対象となります。 ④住宅金融支援機構など住宅ローン利用者で返済実績が5年以上、且つ、直近1年以内に返済遅延のない方。 ⑤過去に不渡り、延滞等の事故がなく（※ジャックスの保証が受けられる方 ⑥団体信用生命保険に加入できる方
資金使途	①住宅支援機構及びそれに付随した当金庫・他行住宅ローンの借換え資金に限定となります。 ②住宅支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 ③上記①、②と同時に新設のリフォームローン資金全般 無担保住宅ローンは対象外となります。 また、資金使途(1)および(2)について、連帯債務者または連帯保証人がいる場合、他資金使途との合算申込みはできません。
ご融資金額	・10万円以上、2,000万円以下 ただし、自営業者の方は1,000万円以内となります。 ・借換資金のみの場合は、残存一括償還金額の他、借換対象資金の利息、全額返済手数料、抵当権抹消費用を含めた金額が上限となります。
ご融資期間	・1年以上20年以内 ・借換え対象ローンの残存償還期間に3年加算することができます。
ご融資利率	・変動金利型のみのお取り扱いとなります。 ・新規ご融資時のお借入利率は、当金庫の定める「住宅ローン店頭基準金利（以下「店頭基準金利（注1）」という）を基準とする利率を適用いたします。なお、「店頭基準金利」は毎年4月1日と10月1日を基準日として年2回見直しますので、お申込み時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。 （注1）「住宅ローン店頭基準金利」とは、当金庫のホームページ上で公表する基準金利をいいます。なお、「住宅ローン店頭基準金利」は毎年4月1日と10月1日を基準日として年2回見直します。
変動金利	・変動金利は、当金庫の「住宅ローン基準金利（以下「基準金利」という）」を基準として新たに到来する基準日の基準金利を比較し、ご融資金利を引き上げまたは、引き下げします。 ・「基準金利」は、毎年4月1日と10月1日を基準日とし、年2回見直しします。 ・4月1日基準日分は7月の約定返済日より、10月1日基準日分は翌年1月の約定返済日より見直し後の金利によるご返済が開始されます。
ご返済方法	・次の中からご返済方法を選択していただきます。 ①毎月元利均等返済 ②毎月元利均等返済と元利均等半年毎増額返済併用[但し半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）]
保証人	・原則として不要となりますが、次の場合は必要となります。 ・借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人の方。 ・（※）ジャックスが必要と判断した場合。
担保	・不動産担保は必要ありません（無担保でのお取扱となります）。
団体信用生命保険	・一般団信、がん保障特約付団信、三大疾病特約付団信（就業不能保障付）のいずれかの団体信用生命保険をご選択の上、原則ご加入いただきます。 ・がん保障特約付団信および三大疾病特約付団信（就業不能保障付）は、ご融資お申込時およびご融資実行時の年齢が満18歳以上満51歳未満の方が対象となります。 ・保険料は、当金庫が負担いたします。ただし、就業不能保障付団信をご選択された場合は、お取引金利に0.10%上乗せさせていただきます。
保証料	・保証料は、保証料率1.00%をご融資利率に上乗せし、毎月約定返済日に元利金と併せてお支払いいただく「保証料毎月払型」のお取り扱いとなります。 ・保証料は、金利に含まれておりますので、ご融資実行時に別途ご負担はありません。
その他	・お申込に際しましては、審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。 ・ローンの詳しい内容、ご返済の試算等については、当金庫の本支店窓口までお問い合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部リスク統括課（9時～17時、電話：0120-078-390）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部リスク統括課、全国しんさん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または北海道地区しんさん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。東京三弁護士会、全国しんさん相談所または当金庫総務部リスク統括課へお問い合わせ下さい。